

令和2年度日本歯科放射線学会優秀論文賞・学術奨励賞の公募について

NPO 法人日本歯科放射線学会
理事長 浅海 淳一
学術委員会
委員長 後藤多津子

令和2年1月から12月までに掲載された歯科放射線学に関する論文が対象となります。応募要領を参考の上、所定の様式に従い下記の学会事務局宛にお申し込み下さい。

公募期間：令和3年6月10日～令和3年8月10日

申込先住所：〒135-0033 東京都江東区深川2-4-11
一ツ橋印刷（株）学会事務局センター内
日本歯科放射線学会学術委員会 宛
Tel：03（5620）1953 Fax：03（5620）1960
E-mail jsomr@onebridge.co.jp

<優秀論文賞応募要領>

1. 賞の名称と人数

本学会顕彰事業施行規則、細則に従い優秀論文賞を定め、年間1名に授与するものとする。

2. 選考対象資格

本賞の対象者には年齢制限を設けませんが、5年以上継続して本学会会員であるものとする。また、過去受賞歴がない事を条件とする。

3. 応募対象論文

前年(1月～12月)に公表された**英文論文**を審査の対象とする。但し、出版の遅れなどの理由により発表年度にずれが生じた場合には、理由を審議の上対象の資格を審査する。

4. 応募資格

他の学会賞を受賞した論文、および、応募中の論文は本賞に応募できない。

5. 応募期限

当該年8月10日を締め切り期限とする。

6. 選考方法

自薦、他薦により募った対象論文の中から、学会賞選考小委員会による選考を行い、役員会の承認を経て決定するものとする。自薦、他薦の要領は以下の通りとする。

(1)自薦者は様式に従った優秀論文賞申請書、および対象となる論文の別冊またはコピー8部を添付して、本学会賞選考小委員会宛で学会事務局に提出する。

(2)推薦者は様式に従った優秀論文賞推薦書を本学会賞選考小委員会宛で学会事務局

に提出する。

(3)他薦の候補者は本学会賞選考小委員会の要請により、対象となった論文の別冊またはコピー8部を本学会賞選考小委員会宛で学会事務局に提出する。
要請に応じなかった場合には、選考候補者から除外されるものとする。

7. 選考期日

当該年8月10日から9月中旬までの期間に学会賞選考小委員会を開催し、理事会で承認を計るものとする。

8. 顕彰内容

本学会総会学術大会期間中に、表彰状による表彰と10分間の受賞講演を行うこととする。また副賞を進呈する。

<学術奨励賞応募要領>

1. 賞の名称と人数

本学会顕彰事業施行規則、細則に従い学術奨励賞を定め、年間1名に授与するものとする。

2. 選考対象資格

本賞の対象者は40歳未満(論文受理日)で3年以上継続して正会員であることを条件とする。また、過去受賞歴がない事を条件とする。

3. 応募対象論文

前年(1月~12月)に公表された**原著論文**を審査の対象とする。但し、出版の遅れなどの理由により発表年度にずれが生じた場合には、理由を審議の上対象の資格を審査する。

4. 応募資格

他の学会賞を受賞した論文、および、応募中の論文は本賞に応募できない。

5. 応募期限

当該年8月10日を締め切り期限とする。

6. 選考方法

自薦、他薦により募った対象論文の中から、学会賞選考小委員会による選考を行い、役員会の承認を経て決定するものとする。自薦、他薦の要領は以下の通りとする。

(1)自薦者は様式に従った学術奨励賞申請書、および対象となる論文の別冊またはコピー8部を添付して、本学会賞選考小委員会宛で学会事務局に提出する。

(2)推薦者は様式に従った学術奨励賞推薦書を本学会賞選考小委員会宛で学会事務局に提出する。

(3)他薦の候補者は本学会賞選考小委員会の要請により、対象となった論文の別冊また

はコピー8部を本学会賞選考小委員会宛で学会事務局に提出する。
要請に応じなかった場合には、選考候補者から除外されるものとする。

7. 選考期日

当該年8月10日から9月中旬までの期間に学会賞選考小委員会を開催し、理事会で承認を計るものとする。

8. 顕彰内容

授賞者には副賞を進呈する。